

事 務 連 絡
令和 4 年（2022 年）4 月 5 日

関係団体 各位

山口県土木建築部住宅課
民間住宅支援班長

サービス付き高齢者向け住宅の独自基準の追加について

本県の住宅行政の推進につきましては、平素より御協力賜り厚くお礼申し上げます。
さて、このたび、山口県高齢者居住安定確保計画を策定及びサービス付き高齢者向け住宅の登録に関する事務取扱要領を改正し、新たな追加基準が適用されることとなりました。

なお、追加基準の内容については、別添のとおりです。

つきましては、貴団体会員への周知について御協力をお願いします。

担当 藤中

TEL 083-933-3883

FAX 083-921-4616

E-mail a18900@pref.yamaguchi.lg.jp

(山口県高齢者居住安定確保計画の抜粋)

3 その他の高齢者の居住の安定の確保に関して必要な事項

(1) サービス付き高齢者向け住宅の基準の追加

サービス付き高齢者向け住宅については、高齢者住まい法第7条に規定する登録基準に加え、山口県内においては、以下の基準を追加します。

- ・旧耐震建築物の耐震性の確保された建築物であること
昭和56（1981）年5月31日以前に建築確認を受け、着工した建築物については、耐震診断を実施し耐震性を有すると認められたもの又は耐震改修工事を実施するもの
- ・災害の恐れがない建築物であること
 - ① 土砂災害特別警戒区域外 に存する 又は 当該区域内にあって 土砂災害対策改修工事を実施するもの
 - ② その他 知事が定める基準に適合するもの

なお、既に登録されているサービス付き高齢者向け住宅については、施行日以降に増築、改築、大規模の修繕、又は大規模の模様替えが行われる場合は、追加基準に適合させる必要があります。

(サービス付き高齢者向け住宅の登録に関する事務取扱要領の抜粋)

第3章 登録の基準

(基準の取扱い)

第10条

(略)

3 山口県高齢者居住安定確保計画3(1)の追加基準(以下「追加基準」という。)の適用に当たっては、次の各号によるものとする。

一 土砂災害特別警戒区域(土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項に規定するものをいう。以下同じ。)外には、対策工事等により土砂災害特別警戒区域外となるものを含む。

二 知事が定める基準は次のとおりとする。

	基準
(1)	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項に規定する急傾斜地崩壊危険区域内に存しないこと
(2)	地すべり防止法(昭和33年法律第30号)第3条第1項に規定する地すべり防止区域内に存しないこと

三 住戸を追加する登録事項の変更を行う場合は、追加基準が適用される。

四 追加基準施行前に登録申請を受け付けたものが、登録更新を行う場合、追加基準は適用されない。

(略)

附 則

(施行期日)

第1条 この要領は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 第10条第3項第2号の規定は、施行の日までに登録を行った住宅に対しては、なお従前の例による。